

# 用語集

---



# 用語集

## ■福岡県 都市計画基本方針用語集

頭文字	用語	解説
あ行		
あ	アジア産業交流拠点	国の都市再生プロジェクト（第四次決定）において認定された「北部九州圏におけるアジア産業交流拠点の形成」に基づく。 我が国の国際競争力強化のため、アジアとの近接性と歴史的つながりを持ち、アジアとの交流や関係企業等の活動が活発化する北部九州圏において、人・もの・情報のゲートウェイ機能を活用しつつ、取組を推進することにより、アジアにおける新しい産業交流拠点を図ろうとするもの。
い	一部事務組合	普通地方公共団体（県、市町村）がその事務（ごみ処理、し尿処理など）の一部を共同して処理するために、協議により規約を定め設ける団体のこと。
え	LRT	低床式車両（LRV）の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システムのこと。 道路交通を補完し、人と環境にやさしい公共交通として着目されている。 【LRT= Light Rail Transit】
え	NPO・ボランティア団体	不特定かつ多数のものとの利益の増進のため、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体 【NPO=Non Profit Organization】
え	エコタウン	すべての廃棄物を新たに他の産業分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにするゼロ・エミッション構想の実現をめざし、資源循環型経済社会の構築を図るまちづくりを指す。
え	エリアマネジメント	住民・事業主・地権者等による自主的な地区づくりの取組 例えば、住宅地では、建築協定を活用した良好な街並み景観の形成・維持や、広場や集会所等を共有する方々による管理組合の組織と、管理行為を手掛りとした良好なコミュニティづくりなど。業務・商業地では、市街地開発と連動した街並み景観の誘導、地域美化やイベントの開催・広報等の地域プロモーションの展開といった取組など
お	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空気を総称していう。
か行		
か	開発許可	都市計画法第29条第1項及び第2項に掲げる許可のことをいう。 都市計画区域内外において、都市計画法第29条に定める許可を必要とする開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。 開発許可制度は当初、市街化区域及び市街化調整区域の制度を担保することを目的とし創設されたが、現在では一定規模以上の開発行為に対して所定の水準を確保させるため、都市計画区域内外において適用されている。 開発許可の基準は、開発区域に一定の技術的水準を保たせるもの（技術基準）と、市街化調整区域内において開発行為を例外的に認容するためのもの（立地基準）の二つに大別され、市街化調整区域以外では、技術基準のみが適用される。（同法第33条・34条）
か	開発行為	都市計画法第4条第12項に定める、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。区画形質の変更とは下記による。 区画の変更：開発区域内における道路、里道、水路等の公共施設の新設・改廃を伴う敷地区画の変更をいう。 形の変更：所定の高さの変更を伴う盛土又は切土の面積が、所定の規模以上となる造成行為による土地の形状の変更をいう。 質の変更：農地等宅地以外の土地から宅地への変更をいう。

■福岡県 都市計画基本方針用語集

頭文字	用語	解説
か	改良率	道路等について、計画された延長や面積に対する、実際に整備・改良された延長や面積の割合のこと。
か	学術研究都市	地域における学術研究機関等を充実・強化し、相互の有機的なネットワーク形成を進める学術研究を中核とした都市のこと。
か	環境首都	ドイツにおいて、環境保全に対して優れた取組をしている自治体に与えられる称号のこと。基本方針においては、北九州市における市民が真の豊かさを実感し「ずっとここで暮らしたい」と心から思える「世界の環境首都」にするための取組のことを指している。
か	環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。(環境基本法第2条)
か	環境流域圏	自然環境と社会経済活動との調和を図りながら、水源地・生態系の保全のため、自然環境の保全と適正管理のなかで水や森林などに親しめる環境の整備を進めるとともに、圏域の豊かな自然環境や美しい街並み、景観の保全、創出とその積極的な活用を図る地域のこと。 本方針においては、福岡県生物多様性戦略における流域圏に基づき区域を設定
き	基幹公共交通軸	公共交通軸のうち、特に質が高いものについて、駅周辺などにおいて集住や都市機能の集約を促進させていく軸
き	既成市街地	都市において道路が整備され建物が連坦するなど、すでに市街地が形成されている地域をいう。 一般には、人口密度が1haあたり40人以上の地区が連坦して3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。 また、市街化区域を設定する際の考えのひとつとなる。
き	基盤施設	道路や公園、下水道など都市活動や生活の基盤となる施設のこと。
き	逆線引き	線引き(区域区分)がなされた都市計画区域内において、市街化区域の一部を市街化調整区域とすること。
き	九州圏 広域地方計画	全国計画である国土形成計画を受け、全国8区域別で計画される「広域地方計画」の九州区域版
き	協働	NPO・ボランティア団体、行政、企業のそれぞれの主体性・自発性のもと、互いの特性を認識・尊重しながら、対等な立場で、共通の目的を達成するため協力・協調すること。
き	居住機能	都市活動や都市機能の一部であって、住宅地など居住に関する機能のこと。
き	拠点	都市機能(商業、業務、居住、文化、福祉、行政等)が集積しており、多くの人が集まる場所であり、徒歩・公共交通等により、多くの人が到達可能な場所のこと。
く	区域区分 (線引き)制度	都市計画法において、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる、とされている。 これを「区域区分」といい、いわゆる「線引き」と呼ばれる。 (同法第7条第1項)
く	区画道路	街区を区画する道路 建築敷地は通常これに接している。
く	グロス	総体、全部 本方針においては、グロスの人口密度のことで、人口を道路や公園等を含む全面積で除したものを意味する。
け	減災	災害による被害を出来るだけ小さくする取組のこと。

■福岡県 都市計画基本方針用語集

頭文字	用語	解説
け	建築協定	住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として、土地所有者等同士が建築物の基準に関する一種の協定を締結し、公的主体（県や市など）の認可により、建築の際の条件を付与する制度のこと。
け	建ぺい率	建築物の敷地面積に対する建築面積の割合
こ	コージェネレーション	天然ガスや石油、LPガス等を燃料として発電を行い、その際に生じる廃熱も回収し、有効利用するシステム（熱と電気を同時に作り出すシステム）エネルギー効率が高く、省エネ・省CO <sub>2</sub> なシステムとして、その普及が期待されている。
こ	広域拠点	一つの市町村を超える広域的で、多様な都市機能が集積し、広域から多くの人が集まり、公共交通によるアクセスが確保されている拠点のこと。
こ	広域都市計画区域	複数の都市計画区域にまたがり設定された都市計画区域のこと。
こ	公共交通軸	拠点間を結び都市の連携を促進させる軸。基幹公共交通軸を含む。
こ	交通エネルギー	移動に際して必要となるエネルギーのこと。自動車やバス、鉄道などの交通機関ごとで移動のために必要なエネルギー量は異なる。
こ	交通結節点	鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設や鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場等
こ	高度利用	都市空間をその場に要請されている機能に応じて集積させ、高い建築物立地による建築的な土地の効率的活用はもちろんのこと、社会的・経済的にも土地を効率的に活用すること。
こ	国土形成計画	国土形成計画法に基づき、おおむね10ヶ年間ににおける国土づくりの方向性を示す計画（全国計画）。同計画を全国8区域にわけ、区域ごとの考え方を示したものを「広域地方計画」という。
こ	ごま塩市街地整備手法	都市部の中心市街地においても青空駐車場や空き地等の低未利用地が「ごま塩」状に発生し、中心市街地の低密度化を招いており、このような中心市街地の再生事業として、土地区画整理事業の手法を活用しながら、ごま塩状に分散した敷地を一体的に集約整序する手法のこと。
こ	コミュニティバス	一般に、公共交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村が交通事業者へ委託して運送を行なう乗合バス（乗合タクシーを含む）や、市町村自らが交通事業者として行なう有償運送を行うこと。
さ行		
さ	再生可能エネルギー	自然の中で繰り返し起こる現象から抽出でき、一度利用しても比較的短期間に再生が可能な、資源が枯渇しないエネルギー資源のこと。太陽光、地熱、風力、水力など
さ	産業構造転換	市町村などにおける主たる産業が変化すること。例として製造業主体からサービス業への変化など
し	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域（既成市街地）及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（新市街地）をいう。（同法第7条第2項）市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされている。（同法第13条）
し	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。（同法第7条第3項）市街化調整区域内では、原則として用途地域は定めないものとする。（同法第13条第7号）

■福岡県 都市計画基本方針用語集

頭文字	用語	解説
し	市街地開発事業	地域が抱える課題を解消するため、一定の区域を定め、地域の状況に応じた整備手法を用い、良好な市街地を形成する事業。都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業をいう。 具体的には、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがあげられる。
し	市街地拡散	低密度な市街地が無秩序に広がること。
し	市街地再開発事業	昭和44年に制定された都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備と併せて公共施設等の整備を行う事業（都市再開発法第2条第1号） 権利変換方式の違いによって第一種市街地再開発事業（権利変換方式）と第二種市街地再開発事業（管理処分方式）とに区分される。市街地再開発事業、住宅地区改良事業等法律に基づいて行われる再開発を「法定再開発」といい、優良建築物等整備事業、特定民間再開発事業等法律に基づかない再開発を「任意再開発」という。
し	自然公園	優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を図ること等を目的として、自然公園法及び福岡県立自然公園条例に基づき指定される、国立公園、国定公園、県立自然公園のこと。
し	市町村の都市計画マスタープラン （市町村の都市計画に関する基本的な方針）	都市計画法において、「市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものとする」、とされている。ここでいう「市町村の都市計画に関する基本的な方針」は、通常「市町村マスタープラン」あるいは「都市計画マスタープラン」と称される。 （同法第18条の2第1項）
し	自動車分担率	移動に際しての鉄道やバス、自動車、徒歩、自転車といった移動手段総数に占める、自動車利用の移動数の割合のこと。
し	市民緑地制度	都市緑地法第55条に基づき、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度
し	集約型の都市づくり （コンパクトシティ）	本方針では、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送れる都市を形成するための取組としている。
し	集落地区計画制度	都市計画法上の地区計画等の一部で、良好な営農条件および居住環境の確保を図ることが必要であると認められる集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた集落の整備を計画的に推進するための制度のこと。
し	縮退	人口減少等により市街地が縮小すること。
し	循環型社会	廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会のこと。
し	循環型都市	循環型社会が営まれる都市のこと。
し	準都市計画区域	都市計画法において、「都道府県は、都市計画区域外の区域のうち、相当数の住居その他の建築物の建築又はその敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる一定の区域で、当該区域の自然的及び社会的条件並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）その他の法令による土地利用の規制の条件を勘案して、そのまま土地利用を整理することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域を、準都市計画区域として指定することができる」。同法第5条の二） 準都市計画区域を指定すれば、土地利用の整理を図るために必要な都市計画区域として、用途地域、特別用途地域、特定用途制限地域、高度地域、美観地区、風致地区および伝統的建造物群保存地区を決定することができることとなるほか、都市計画区域と同様、開発制限制度や建築基準法の集団規定が適用となる。

■福岡県 都市計画基本方針用語集

頭文字	用語	解説
し	職住近接	働く場と住まいが近いこと。
し	自立都市圏	経済や社会、文化的に自立した都市圏のこと。
し	白地地域	都市計画区域もしくは準都市計画区域内において、用途地域が指定されていない区域のこと。
し	新市街地	市街化区域および用途地域指定区域内において、土地区画整理事業等の計画的な面整備を行った区域
す	水素エネルギー	無尽蔵に存在する水や多様な一次エネルギー源から様々な方法で製造可能なエネルギー源で、その利用段階でCO <sub>2</sub> を排出しない。 電気、熱と並び、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待されている。燃料電池車などで活用
す	スプロール	市街地が無計画に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。 「アーバン・スプロール」ともいう。スプロールの弊害は、 ①道路や下水道等の都市施設が整備されないまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題を生じる。 ②市街地が開発不適地まで拡散し、公共投資の非効率化を招く。 ③形成された低質な市街地をその後良好な環境に改変するには社会的に困難が伴うだけでなく膨大な経費を要する。 などがあげられる。
す	スマートIC	スマートインターチェンジ。高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。
す	スマートウェルネスシティ	高齢化・人口減少が進んでも、身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れる、健幸（＝健やかで幸せに暮らせる）な都市
せ	生活支援交通	自家用車を自由に使えない住民の生活基盤としてのバスや移送サービスといった公共交通のこと。
せ	生活便利施設	日常生活を行うにあたって必要となる店舗や病院・医院などの施設のこと。
せ	生産緑地地区	市街化区域内にある農地の緑地機能を活かし、計画的、永続的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに、豊かな都市環境を形成しようとする都市計画上の制度を指す。
せ	線引き	都市計画法において、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる、とされている。これを「区域区分」といい、いわゆる「線引き」と呼ばれる。（同法第7条第11項）
そ	ゾーニング	土地利用に関する計画づくりに際して、建物の利用状況などの特性により区域を区分すること。
た行		
た	大規模集客施設	都市構造に大きな影響がある大規模小売店舗、病院、社会福祉施設、大学、自治体の公共施設（役場やコミュニティセンター等）などの公共公益施設のこと。
た	ダウンゾーニング	市街地の規模を管理していくため、一定の地区を対象として容積率の低下などの規制を強化すること。
た	端末トリップ	自宅や会社、学校から、駅やバス停までの移動のこと。
ち	地域コア	県全域を見据えた圏域構造において、中枢コアと連携する、副都心や周辺都市などを指す。

■福岡県 都市計画基本方針用語集

頭文字	用語	解説
ち	地域制緑地	地域制緑地とは、生活において重要な役割を担う緑や、様々な生物の生息空間となっている緑を守るため、法や条例による指定を行い、良好な自然環境等の保全を図ることを目的とした制度の総称である。 具体的には、風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区、自然公園、自然環境保全地域等を一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制するもの。このうち、風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区は、都市計画法8条により指定される地区である。
ち	地域地区	都市計画法に基づく都市計画の種類のひとつ（都市計画法第8条第1項） 都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域または地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。 地域地区は、①用途および容積率制限に係るもの②用途地域と連動して建築物の形態や構造に係る規制を行うもの③地区の個別的な位置付け、目的に応じた規制を行うものに大別することができる。 用途地域は建築物の用途、建ぺい率、容積率を規制するもので、地域地区のなかの根幹をなす制度である。 特別用途地区、高層住宅誘導地区は用途地域を補完しながら、地区の特性に応じた用途や容積率等のコントロールを行う。 高度地区、高度利用地区、特定街区、防火地域・準防火地域、美観地区は建築基準法を、また風致地区は都市計画法を根拠としながら、建築物の形態や構造等を具体的にコントロールする。 駐車場整備地区、臨港地区、緑地保全地区、流通業務地区、生産緑地地区等のその他の地域地区では、個別法の規定に基づきそれぞれの目的に応じた地区の規制が行われる。
ち	地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。都道府県あるいは市町村長を会長とする地方防災会議で決定される。
ち	地区計画	地区計画は、一体的に整備、開発及び保全を図るべき地区について、道路・公園等の地区施設の配置および規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地等に関する事項を総合的かつ一体的にひとつの計画として定めた都市計画である。 地区計画の決定後は、その地区計画に沿って開発行為・建築行為等を規制・誘導することができ、地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な市街地の整備及び保全を図ることが可能となる。（都市計画法第12条の4第1項第1号）
ち	地区防災計画制度	平成25年の災害対策基本法の改正により創設された、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する計画づくりのための制度のこと。
ち	中枢コア	県全域を見据えた圏域構造において、中枢となるコア(核)のことで、福岡市、北九州市の都心部を指す。
ち	超高齢社会	総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合が21%を超える社会のこと。
つ	通勤依存率	特定市町村への通勤者の割合 特定市町村への通勤者/当該市町村の就業者数×100で表す。
て	低炭素都市づくり	社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの相当部分が都市において発生していることを踏まえ、都市の構造の見直しなども含め温室効果ガスの排出量を抑える都市を形成していく取組のこと。



■福岡県 都市計画基本方針用語集

頭文字	用語	解説
て	TDM施策	【Transportation Demand Management】 道路交通円滑化の施策として、車の利用の仕方や生活の工夫によって自動車交通量を削減する道路の交通需要に関する管理のことで、交通マネジメントともいう。 具体的には、車の相乗りや効率的な物流システムの構築による自動車交通量の削減、時差通勤による交通需要の平準化などを指す。
て	鉄軌道	鉄道や地下鉄、モノレール、路面電車など軌道上を走行し、人や物を大量・高速に、かつ定時に輸送できる交通
て	デマンド交通	電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通(バスやタクシー)のこと。
て	田園都市圏	「筑後ネットワーク田園都市圏構想」において定義された筑後都市圏のイメージであり、多くの自然・田園地帯に個性的な都市が分散立地した都市圏のことを指す。
と	特定都市再生緊急整備地域	都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域のうち、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として指定された地域のこと。本県内においては「福岡都心地域」が指定されている。
と	特定用途制限地域	非線引き白地地域において、パチンコ屋、風俗関係施設等の建築物が立地し、当該区域の良好な環境の形成、保持に支障が生じている事例がみられる。 これに対応して、非線引き白地地域において良好な環境の形成または保全を図る観点から特定の用途の建築物その他の工作物の立地のみを規制する制度のこと。
と	都市化圧力	人口や産業が集中することにより、農地や山林等が市街地に転換されたり、すでに市街地である場所については、より高密度な市街地が形成されようとする度合い
と	都市化社会	これまでの全国的な人口増加動向にあつて人口産業等が都市に集中することを基調とする社会を表現する概念である。
と	都市型社会	「都市化社会」との対比的な概念として、都市計画中央審議会の答申において用いられた言葉である。 この「都市型社会」は国民の大多数が都市住民となり、産業・文化等の活動が都市を共有の場として展開する成熟した社会を表現する概念を指す。
と	都市機能	商業、業務、居住、文化、福祉、行政など都市における活動において必要な機能のこと。
と	都市基盤	道路や河川、下水道などに代表され、都市活動（生活や産業活動など）を支える基幹的な施設のこと。
と	都市計画運用指針	国として今後、都市政策を進めていくうえで、都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方（技術的な助言）を示したもの。（初版：平成12年12月策定、最新は第7版：平成26年）

■福岡県 都市計画基本方針用語集

頭文字	用語	解説
と	都市計画区域	<p>市又は一定の要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都市計画区域として都道府県知事が指定する。(都市計画法第5条第1項)</p> <p>都市計画区域を指定すれば、1ha未満の開発行為も開発許可の取得が義務付けられ、建築物等への建築基準法による集団規定の適用等がなされる。</p> <p>また、都市の将来像を示すマスタープランに基づき、各種都市計画の決定や都市施設の整備が行われ、市街地開発事業の実施も可能となる。</p>
と	都市計画区域マスタープラン	<p>都市計画法に定められている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、通常「都市計画区域マスタープラン」と称される。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画法において、次のように定められている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市計画区域については、都市計画に当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。</li> <li>2. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①都市計画の目標</li> <li>②区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針</li> <li>③前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</li> </ol> </li> <li>3. 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。</li> </ol>
と	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	<p>通称「都市計画区域マスタープラン」という。 (解説は「都市計画区域マスタープラン」を参照)</p>
と	都市計画審議会	<p>都市計画に関する事項を調査審議するため設置された付属機関の総称で、都道府県都市計画審議会、市町村都市計画審議会の2種がある。</p> <p>都道府県都市計画審議会は、都市計画法第77条の規定に基づき都道府県に設置することが義務づけられている。</p> <p>都道府県都市計画審議会の果たすべき役割は、「都道府県知事の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること」などである。</p> <p>市町村都市計画審議会は、都道府県都市計画審議会のように設置義務があるものではなく「市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる(都計法第77条の2第1項)」とされていることから、その設置は任意である。</p> <p>したがって、市町村に都市計画審議会を置かない場合には、その業務は「当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会」が行うこととなる。</p> <p>市町村都市計画審議会の果たすべき役割は、「市町村長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること」などである。</p> <p>なお、国には社会資本整備審議会があり、国土交通大臣の諮問に応じ、都市計画に関する重要事項を調査審議したり、都市計画に関する重要事項について、関係行政機関に建議することができる。(都市計画法第76条)</p>
と	都市圏	<p>県内における通勤などの生活行動の繋がりを踏まえ、人の流動(動き)や社会的な繋がり(市町村での連携など)から、本方針において設定する圏域。福岡、北九州、筑豊、筑後の4つの都市圏を設定</p>

■福岡県 都市計画基本方針用語集

頭文字	用語	解説
と	都市施設	道路、公園等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称で、都市計画法では次の施設を都市施設としている。(都市計画法第11条第1項各号、都計令5) (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場などの交通施設 (2) 公園、緑地などの公共空地 (3) 水道、下水道、ごみ焼却場などの供給施設・処理施設 (4) 河川、運河などの水路 (5) 学校、図書館、研究施設などの教育文化施設 (6) 病院、保育所などの医療施設、社会福祉施設 (7) 市場、と畜場、火葬場 (8) 一団地の住宅施設 (9) 一団地の官公庁施設 (10) 流通業務団地 (11) 電気通信施設、防風・防火・防水・除雪・防砂・防潮施設 これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。 (都市計画法第13条第1項第6号)
と	土地区画整理事業	土地区画整理事業とは、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、換地手法による土地の区画形質の変更と、道路、公園、広場などの公共施設の整備を行う事業である。
と	トランジットモール	自動車の流入を制限し、公共交通と歩行者のみで構成される商店街等のこと。
な行		
に	二次エネルギー	自然から直接得られる原油・石炭・天然ガス等(化石エネルギー)、水力・太陽光等(自然エネルギー)、ウラン等(原子力エネルギー)を一次エネルギーというのに対し、これらを用途に合わせ使いやすく変換加工したものを二次エネルギーという。ガソリン、都市ガス、電気、熱、水素エネルギーなどが該当する。
ね	ネットワーク型都市構造	都市のコア(核)や拠点などが、道路や公共交通によりネットワークされる都市構造のこと。
ね	ネットワーク田園都市圏	田園都市圏の都市間が交通軸や情報などでネットワークされ、連携が図られた都市圏像のこと。(田園都市圏については「田園都市圏」参照)
の	農業集落排水事業	農業集落においてし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備を行う事業のこと。
の	農山漁村	ここでいう農山漁村とは、農村、漁村や山間部、離島などを含めた総称であり、主に農林漁業にかかわる生産活動が行われる地域を指す。
は行		
は	パークアンドライド	交通混雑を緩和するために、車を都市郊外の駐車場に止めて公共交通機関に乗り換え、都心部あるいは特定地域に入る方法
は	パーソントリップ調査	調査対象地域内において「人の動き」(パーソントリップ)について、移動の目的や利用した手段などを把握するための調査のこと。
は	バスベイ・カット	バスの停留所において、歩道に切り込みを入れるなどにより、バス停でのバス停車に伴う交通渋滞の発生を軽減するために設置されるもの。
は	ハンブ	車路に凸部を設けて、車のスピードを減速させ、徐行をうながすもの。
ひ	BRT	従来型の鉄道とバスとの中間の輸送力を持つバス高速輸送システムで、バス専用道路や常設の専用バスレーンを設け、交通渋滞に影響されずに運行し、定時性を確保することが可能
ひ	非線引き	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度を適用しない場合をいう。(「線引き」参照)

■福岡県 都市計画基本方針用語集

頭文字	用語	解説
ひ	非線引き用途 白地地域	区域区分を行っていない都市計画区域で用途地域が指定されていない地域
ふ	ファサード	正面玄関のある面の立面のこと。 主に道路側から見て建築物正面の顔にあたる部位を指す。
ふ	風致地区	都市における良好な自然環境の維持、保全を目的として定めるもので、条例により、建築物の建築や宅地の造成、木材の伐採、土砂の採取・堆積などの行為を規制する地区
へ	ペDESTリアン デッキ	高架歩道というべき、歩行者専用通路のこと。 駅前広場等に設置される歩行者のための高架構造物をいい、歩行者と自動車の動線が分離されることにより、歩行者の利便性向上と自動車交通の効率化を図ることができる。
ま行		
み	ミクストユース	商業・業務・住宅・福祉・文化などによる複合的な土地利用 市街地部におけるこれまでの土地利用計画のあり方は、生活環境の保全や業務の利便性を主眼として土地利用を「純化」させることを目的としてきた。 これに対し、まちなかにおいて調和可能な用途相互による土地の積極的な「多目的（複合的）利用」を許容することにより、都市生活の利便性向上、産業の活性化、多様な世代によるコミュニティ形成、にぎわい創出を図ろうとする考え方
み	水と緑の ネットワーク	水と緑のネットワークは、水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸のことで、それらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮するもの。
み	密集市街地	老朽木造建築物が相当含まれ、かつ道路などの公共施設の整備水準が低く、防災機能が確保されていない市街地のこと。
み	ミニ開発	市街地内で開発許可の対象にならない宅地を細分化して建て売り住宅を建て、開発を進めること。 そのほとんどが、数戸単位の小さな分譲宅地であり、幅員4mほどの狭い道路でしか取り付けがなく、袋小路となっているものもあるため、住環境や防災面の問題がみられるケースがある。
も	モビリティ マネジメント	1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを自発的に促す交通政策のこと。
や行		
ゆ	誘導容積制度	道路などの公共施設の整備が不十分な地区における地区計画において、容積率を2段階で定めながら、道路などができた段階で高い方の容積率を適用することにより、土地の有効利用を誘導する制度
ゆ	ユニバーサル デザイン	年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮した環境、建物、製品等のデザインをしていこうという考え方
よ	容積率	建築物の敷地面積に対する延床面積の割合
よ	用途地域	都市機能の維持増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率および各種の高さについて定める。地域地区の一つ

■福岡県 都市計画基本方針用語集

頭文字	用語	解説
ら行		
り	流域まちづくり	河川流域において線としての一体性を持ったまちづくりのこと。
り	緑化協定	都市緑地保全法第14条に基づき、一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者などが市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定
り	緑化地域制度	都市緑地法に第34条に基づき、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度
り	緑地協定制度	都市緑地法第45条、第54条に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度
り	緑地保全地区	緑地保全地区は、良好な自然環境を形成する樹林地、草地、水辺地等で、公害または災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯としての適切な位置、規模および形態を有する地区を保全するために定めるもの。地域地区の一つ。この地区内では、建築物の建築や宅地造成、木竹の伐採等が規制される。
れ	連携軸	県全域を見据えた圏域構造において、コア(核)となる都市間を連携する軸

